

しっかい君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意！

持続化給付金*の受給資格がない人は、受給できず持ち掛けられても絶対に応じない！

(*新型コロナウイルスの影響で減収した中小企業に対する国の支援策)

事例：友人から「弁護士が持続化給付金を申請してくれる」と言われて、申請してもらった。事業者でないのに受給するのはよくないとの記事を見た。



事例：電話で持続化給付金を受け取るアルバイト話を持ち掛けられた。

事業を行っていない人が、自身を事業者と偽って申請・受給することは犯罪行為に当たります。誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性があります。

給付金を口実に個人情報を聞き取ろうとされても絶対に教えない！



事例：行政機関を名のって特別定額給付金が届いているかどうかを調査していると電話があり、個人情報を聞かれた。

事例：役場の職員を名のってマイナポイントの手続きのために個人情報を聞かれた。

個人情報、銀行等の通帳や口座番号、キャッシュカード、マイナンバーカードなどの情報や金銭は絶対に教えない！渡さない！

ステイホームを狙った訪問販売、電話勧誘にご注意！

事例：水道水に新型コロナウイルスが混ざっているかもしれないので調査すると業者が来訪した。



お断りします

事例：コロナ関連の助成金が受けられる。手続きをサポートすると電話がかかってきて契約してしまった。

怪しいと思ったら、契約しないで、きっぱり断って！契約しても8日以内ならクーリング・オフができます

**利用急増のインターネット通販！
不審なサイトにご注意！**

事例：SNSで評判の商品を注文し代金を支払ったが、商品が届かない。サイトを確認したが連絡先が見当たらず連絡が取れない。



事例：注文した商品と異なる商品が届き、業者にメールを送っているが返答が来ない。

SNSの書き込みや広告の内容を鵜呑みにせず、リンク先の表示や注文手続きに不審な点はないか慎重に確認しましょう

“困った、どうしようと思ったら”

消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

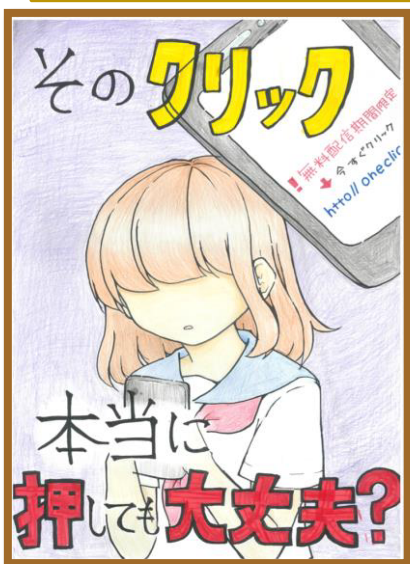
令和2年度消費者教育・啓発ポスターコンテスト

奈良県では、消費者教育に積極的に取り組んでもらうため、令和元年度に県内の全高等学校等に対して消費者教育・啓発ポスターを募集し、2校からの応募があり、審査の結果、次のとおり入賞作品(最優秀作品各1点、優秀作品各2点)を決定いたしました。

入賞された作品をはじめ、応募いただいた作品は、パネルなどの啓発物品として消費者教育・啓発のために積極的に活用してまいります。 ※学年は応募当時

最 優 秀 賞

若者の消費者トラブル部門



私たち若い世代は特にスマートフォンを頻繁に使っている世代であり、かつ危険性も十分に理解していないため、ワンクリック詐欺の被害に遭いやすいと思えました。そのため、少しでもワンクリック詐欺について注意力を持ってもらうためにこのポスターを描きました。

奈良県立畝傍高等学校 1年 井上 綾菜

製品安全部門



家庭にあるパック型洗剤が子どもにとって危険なものであるということを表現しました。この洗剤は、子どもの力でも握りつぶすことができ、水でフィルムが溶けてしまいます。子どもが間違っって口に入れてしまうととても危険です。ポスターは文字を少なくして、絵で内容が伝わるように工夫しました。このポスターによって、誤飲がなくなるといいなと思います。

奈良県立畝傍高等学校 1年 米谷 実莉

高齢者の消費者トラブル部門



高齢者に対する電話での架空請求は増加していると思います。私の祖母も電話で身に覚えのない請求をされたことがあります。実際に詐欺師と話をするのだまされてしまう方も多いと思います。そのとき、その電話の相手は信じていい人なのか、話していることは本当なのかということを疑ってほしいと思います。ポスターでは妖精たちが電話を止めようとしています。実際にはあり得ないことですが、考え直してほしいという思いを込めて描きました。

奈良県立畝傍高等学校 1年 片岡 千遥

エシカル消費部門



私がフェアトレードについて描こうと思った理由は、「エシカル消費」のなかで一番身近なものではないかと思ったからです。また、世界の子どもの笑顔や色々な言語で「ありがとう」と書いたのは、フェアトレードが素晴らしいものであると伝えたいからです。このポスターを見て、フェアトレードを意識してもらったり、購入してみようかなと思ってもらえたら嬉しいです。

奈良県立畝傍高等学校 1年 堀内 志歩

若者の消費者トラブル部門



奈良県立畝傍高等学校
1年 梅田 稜大

ウマイ話にのってしまうと後々追われることになってしまうので、ウマイ話と動物のウマをかけて、ウマに追われている絵を描きました。ウマイ話には十分注意した方がよいということが伝わるようにわかりやすく描きました。

奈良県立畝傍高等学校
1年 有田 真実



これは、契約についてまだ詳しく理解できていない若者に向けたポスターです。買い物によってトラブルにあっている状況をテーマにしました。優しそうに見えても、実は悪い人かもしれません。契約をする時にはよく考え、調べて行うことの大切さを伝えたいです。また、もしもトラブルにあった時には、この女の子のように1人で我慢せず、『188』に相談することを呼びかけています。

製品安全部門



奈良県立畝傍高等学校
1年 山中 紗奈

このポスターは、エアコンのコンセントにほこりがたまっている状態を表現したものです。コンセントのほこりが火事の原因の一つとなっています。しかし、エアコンのコンセントは掃除する機会が少なく、見落としがちです。エアコンはほとどの家庭にもあるものですので、注意喚起したいと思います。この絵を描きました。火事の原因となるものが少しでも減ればいいなと思います。



奈良県立畝傍高等学校
1年 増田 奈々

何気ない日常にも危険は潜んでいて、いつトラブルが発生するかわかりません。だから、自分自身も日頃から備えておきたいし、皆さんにも備えてほしいという思いで描きました。しかし、いくら備えていてもトラブルに巻き込まれることもありえます。そんな時に「188」という番号を思い出してもらえたらいいなと思います。

高齢者の消費者トラブル部門



奈良県立畝傍高等学校
1年 田中 貴大

突然訪れる訪問販売に高齢者の方が惑わされないように重要なことをイラストと共にカラフルに仕上げました。このポスターによって少しでも被害が少なくなると嬉しいです。後悔しない選択をしてほしいです。



奈良県立畝傍高等学校
1年 坪田 さくら

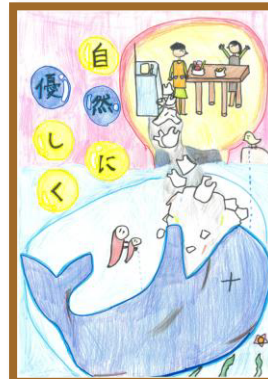
紫の沼で、高齢者がサギの手口にはまっていく様子を表現しました。このポスターによる注意喚起をきっかけに、高齢者だけでなく全ての世代で被害者を減らしたいという思いで描きました。自分は大丈夫と思わず気を付けてほしいです。

エシカル消費部門



奈良県立畝傍高等学校
1年 中川 結真子

みなさんの家庭でもよくある場面ではないでしょうか。「もうおなかいっぱいだし...」「食べられそうだけど、賞味期限切れてるし...」とゴミ箱へ。確かに、食べて体調を壊すのなら捨てるべきです。そうならないために、盛り付ける量、買수량を考え直してみよう。「食品ロス」のことを知って食べ物を大切にしてください。



奈良県立畝傍高等学校
1年 藤田 夏帆

先日ニュースで、海に大量のゴミが捨てられ、海洋生物が犠牲になっていることを知りました。海亀や鯨は、自分たちの食べ物とゴミの区別がつかません。人間がゴミを海に捨てるせいで、彼らは苦しんでいるのです。身近なことでも、私たちにできることをすれば、それらの生命を救うことができるのではないのでしょうか。

奈良県消費生活センターによる学校への消費者教育

～成年年齢20歳→18歳(2022年4月より)に備えて～



奈良県消費生活センターでは、奈良県消費者教育推進計画に基づき、県内のすべての年代に対し、消費者教育・啓発を行っています。
特に、成年年齢引き下げが目前に迫るなか、自立した消費者を育成するために中学校、高等学校、特別支援学校、大学等での消費者教育講座に力を入れています。講座では、相談員が消費生活センターで受けた相談事例を紹介し、消費者トラブルの実態を知り自分事としてとらえること、トラブルの防止と解決方法について考えることを目標にしています。毎年、多くの学校から講座の依頼があり、令和元年度は県内の28校で77回実施しました。
今年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため講座数は減っていますが、講座内容を録画した映像を学校に提供し、授業で活用してもらえるように工夫しています。

また、消費者教育教材の作成も行っています。作成した教材は、これまでに消費者教育支援センターの「消費者教育教材資料表彰」の「優秀賞」を2回受賞しています。これらの教材は、学校での講座に活用しています。

<p>消費生活ワークブック ～中学生の生活と向きあおう～</p>	<p>平成30年度優秀賞 中学校家庭科教材 「消費生活ワークブック～消費者市民社会をめざして～」</p>	<p>2020 消費者教育 教材資料表彰 優秀賞 公益財団法人 消費者教育支援センター</p>	<p>消費者トラブルとさようなら ～若者のための消費者トラブル講座～</p>	<p>令和2年度優秀賞 視聴覚教材「消費者 トラブルとさようなら ～若者のための消 費者トラブル講座 ～」</p>
--------------------------------------	--	---	--	---

また、県内の消費者教育の担い手(教員、相談員、サポーター等)を対象に、消費者教育研修を毎年実施しており、今年度は、「改正民法」「消費生活に関する授業実践」の2つの内容について、それぞれ専門の先生によるウェブ授業としました。今後も、県内の消費者被害の防止、自立した消費者の育成を目指して、消費者教育・啓発を推進して参ります。講師派遣の申し込みや教材についての問い合わせは、奈良県消費生活センター総務・啓発係TEL0742-32-0621まで。

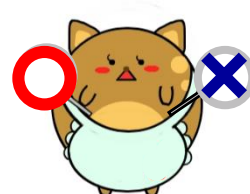
しっかり君クイズ



しっかり君

毎年全国の消費生活相談センターに寄せられた相談件数から消費者庁が消費者被害の総額を推計しています。2019年の消費者被害の総額(推計)はいくらでしょう(令和2年 消費者白書より)

- ①47億円 ②4700億円 ③4兆7000億円



ちゃっかりママ

答えは奈良県消費生活センターHPにて

奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階

消費生活相談

☎0742-36-0931

月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く

消費者教育・啓発

☎0742-32-0621

(共通) FAX 0742-32-2686

奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階

消費生活相談

☎0745-22-0931

FAX 0745-22-4999

月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く

消費者ホットライン

いやや

☎188

ひとりでは悩まないで
まずは相談!

発行・問い合わせ:奈良県消費生活センター 総務啓発係 〒奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階

TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686 <http://www.pref.nara.jp/1746.htm>